〇 概要

・ 実 施 期 間 : 令和6年11月27日 から 12月26日 まで

・ 提出された意見 : 提出者数 1名意見数 2件

・ 意見概要と市の考え方 個別の事業に対するご意見等であり、計画本編の修正はありません。

	項目	頁	意見の概要	市の考え方
	都市計画マスタ			间的考え方
1	第1章 2 都市づくり 戦略	36	そもそもこのパブリックコメントが自由記述で意見を書きにくく、市民からの意見を募集する気があるのか疑問に感じた。 ④2つのコアを結ぶ歩きやすく、歩きたくなる空間デザインのストリートの創出(モール)について、人が歩きやすい道にするとあるが、具体的にどういう場合に達成できるのかが良く分	本市のメインストリートである中央通り・東西通りは、通過交通等による交通量が多く、歩道も狭いため、歩行者と自転車が錯綜するなど、課題が多い状況にあります。そうした課題の解決に向け、茨木市総合交通戦略や茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインに基づき、一方通行化等による歩行者や自転車の空間確保のための道路空間の再編や景観面でのデザイン性の向上など、歩きやすく歩きたくなる道路空間を目指し、長期的な視点をもちながら段階的に取り組んでいきます。
2	第4章 2 地域づくりの進め方	76	(5)地域づくりの熟度に応じた地域別構想への位置づけにおいて、南目垣・東野々宮地区(イコクルいばらき)におけるまちづくりの例が上げていて、地域住民の合意形成が図られた上で、土地区画整理事業によって実施したとあるが、地域住民の合意形成はもちろん重要だが、そのことが及ぼす広域な影響について検討されているか疑問に感じるし、そのような検討について他の地域の住民への発信が無い。現在も彩都に進出した物流倉庫等で働く従業員の送迎バスの駅ロータリーへの乗り入れが増加している。事業者のバスで危険な運転や危険な場所で時間待ちをするバスなどに遭遇している。茨木市役所はこういった難しい問題については、発信を避けてまちづくりを進めていると感じる。	南目垣・東野々宮地区の土地区画整理事業は都市計画マスタープランに位置付けられた広域幹線道路沿道の立地を活かした産業系の土地利用を進める事業であり、事業内容や影響について都市計画手続きや事業実施の段階に説明会を行うなど、一定の周知に努めており、今後も必要に応じて対応していきます。 送迎バスにつきましては、JR茨木駅側の市営バスターミナルの活用や彩都における企業バスの共同運行の働きかけなどに取り組んでいますが、駅前再整備に合わせた駅前広場の機能再編なども含め、今後も継続して対応していきます。